3.4 隅田公園の並木道路の計画・設計思想

3.4.1 隅田公園の並木道路の概要10)

帝都復興都市計画事業は、街路、橋梁、区画整理等各種の事業で新機軸を出して、昭和6年に完成したのであるが、その間実に10年を要した。この事業のうち、公園計画とその事業も画期的な著しい成果を挙げたのである。この背景として、関東大震火災において公園や空地が防火や避難、救護に大いに役立った実績があり、平時における付近住民への保健・休養、さらに都市の美化などにも公園の効用が理解されたことが挙げられる。

大公園については、東京では、隅田公園 (56,606坪)、浜町公園 (13,402坪) 、綿糸公園 (16,977坪) の三大公園、横浜では野毛山公園 (26,810坪) 山下公 園 (22,462坪)、神奈川公園 (4,003坪) の三大公園が新設され、合計で136,2 57坪にもなった。

小公園は東京でのみ新設され、その数は52ヶ所、面積合計44,214坪であった。 その他、小広場、橋詰広場の新設、広幅員街路の街路樹の復旧と新植とが行われた。

これらの公園は、それぞれ都市計画法に基づいて大正13年及び同14年に都市 計画決定の正式の手続きを経ているものであるが、東京の隅田公園は、明治22 年の市区改正設計の第12号向島公園の計画を踏襲してこの機会に実現したもの である。

隅田公園では、その計画の根幹として、わずか4~6間であった旧墨堤を改修して桜並木を復活し、歩道、遊歩道を備えた、堤防に沿った18間の幅員を持つ並木道路を整備した。これが研究対象とする隅田公園の並木道路である。これは、外国のプロムナードを参考とした水辺公園を造ったもので、我が国初の本格的プロムナードといって差し支えないであろう。

3. 4. 2 隅田公園の並木道路の計画・設計思想

隅田公園の並木道路に表れた計画・設計思想を以下に示す。

(1)基本的要素

a. ロケーション

写真3.4.1¹¹⁾、図3.4.1¹²⁾、図3.4.2にみられるように、路線を非幹線のプロムナードとし、できるだけ隅田川の水辺に選定している。川沿いに計画し、隅田川の河川景観を楽しむことのできるプロムナードを計画したと読み取るこでができる。事業の中心人物であった内務省復興局建設部公園課長の折下吉延は欧米で公園道路を中心に調査をしているため、アメリカのパークウェーの思想を受けているとも考えられる。

●河川景観に対する配慮

b. 横断面構成

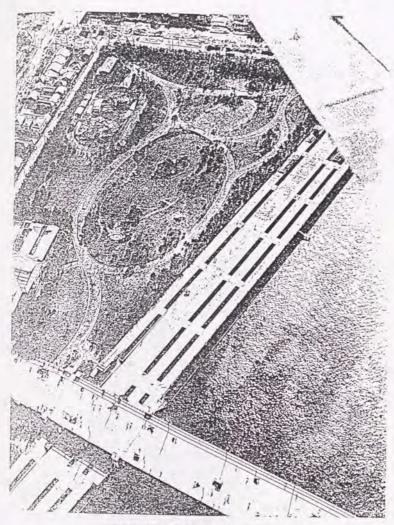
写真3.4.1、写真3.4.2¹³⁾、図3.4.3に示すように、車道(6間)を挟んで両側に植樹帯(各1.5間)、歩道(各2.5間)を設け、さらに河岸沿いにはもう一本遊歩道(2間)を設けている。全断面のうち車道部分はわずか1/3にすぎず、歩行者空間は合計7間となっている。また、そのレベル差については明らかではないが、歩行空間である歩道、遊歩道から、車道は約1m程度低くなっている。公園内の道路であるから当然ともいえるが、歩行者重視の断面を構成していたと読み取ることができる。また、遊歩道という名称を冠した歩行者空間を河岸沿いに設けたことからは、河川景観に対する配慮が読み取れよう。

- ●歩行者の重視
- ●河川景観に対する配慮

(2)ディテール

c. 街路樹

写真3.4.2、写真3.4.3¹¹⁾に示すように、車道、歩道、遊歩道の間の3列の芝生帯に、約400本の桜(染井吉野)を並木式に植栽している。っまり、非常に日本的な桜並木を持つ、川端のプロムナードとして計画されたといえよう。



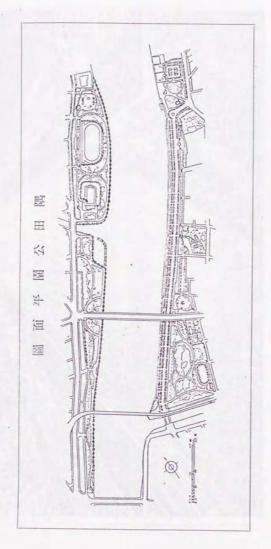
園 公田 制 る た 見 り よ 窓 上 揺 間 官 「保持さまに再行今に登録りよ返別構造者措置・る新に違領問書りよ短別構化算事)保留法上川田県監修 中事工憲方無収扱・子完卯工園方開所本 再省の汗大震主稿園

写真3. 4. 1

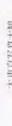
帝都復興記念帖

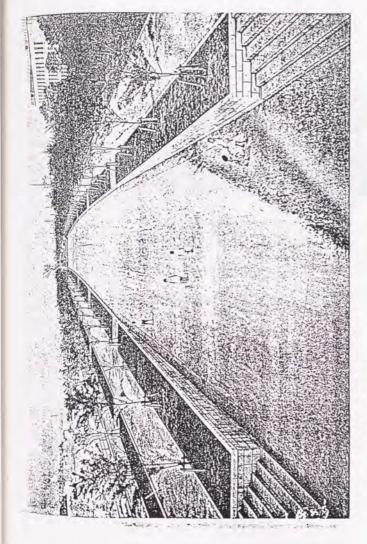
写真集関東大震災誌

図3. 4



₹3.4.2





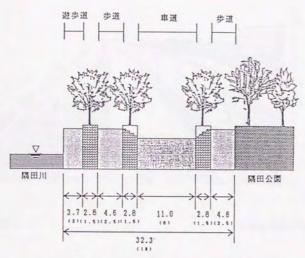


図3.4.3 阿田公園、並末道路の横断面構成図

単位: 四(夏)

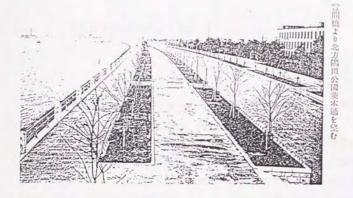


写真3.4.3

帝都復興記念帖

3.5 まとめ

3.5.1 帝都復興街路の特徴と思想

震災復興期の帝都復興都市計画における昭和通りを中心に読取った街路の計画・設計思想を表3.5.1に示す。

その思想について概略のまとめを述べると、まず、震災復興期の帝都復興都市計画においては、都市の骨格形成の担保、格の重視、シンボル性の重視、イメージの一貫性などの思想がみられ、「都市の骨格として街路空間を計画・設計思想する思想」が非常に重視されているといえる。震災復興期にはその背景に帝国の首都にふさわしいシンボル性の誇示があることから、はっきりとその存在がみられる。

また、アメニティーの担保、景観的配慮に関する様々な思想もみられ、「魅力ある街路空間を計画・設計する思想」も存在したことがわかる。つまり、街路が都市において交通空間としてだけでなく、人の存在する快適な空間であるべきであるという認識があったといえる。

防災(防火)を図ったり、避難空間を創出する「非常時にも対応できる街路空間を計画・設計する思想」は、軍事的意味においては未だみられないものの、防火や避難空間の重視という思想はみられる。震災復興期は、災害に対する配 虚が重視された時期であり、当然のこととも言えよう。

	視点	特徵	思想	背景					
	ah-937	・十文字に広幅員街路を配置している	・都市の骨格形成 ・防火機能	・帝国の首都にふさわしいシンメ゙ル性の誇示と 災害に対する配慮とが重視された時期 ・当時の文書(東京市公報、1930年2月)に、昭 和通を帝都の大動脈として位置づけたとの 記述がある					
的要	格な路置	・幹線で囲まれた中面の目抜き通り、 の目抜き通りの目抜きの目抜きが 画しては、目が を配し、その ににを を放っている。 を解りのの間路 を配置し、スの の配置と、これの の配置と、これの の配置と、これの の配置している	・幹線と目抜き通り 表通りの区別 ・裏通り、横丁、路 地の設置 格の街路の 配置に対する配慮						
	摄断面 構成	・路面電車が通る場合にも 中央分離帯内に軌道を納め 横断面構成は変えていない	・街路のイメージの一貫 性 ・街路の格の重視	・帝国の首都にふさわしいシンボル性の誇示と災害に対する配慮とが重視された時期である					
			・歩行者空間の重視 ・路上駐車への配慮	・標準横断面ではほとんどの街路の歩道の 片側の幅員が全幅の1/6以上となっている ・路上駐車への配慮が標準の中にみられる					
	交差点	・関切がなされている	・7メニティー機能 ・7クセントの演出	・当時の街角に建つ建造物をみても、角を丸め入口を設けるなど街路と協力して、アクセントやアメニティー機能を保障している					
対象	橋の直近	・橋の直近の中央分離帯の デザインを変えている ・モダンな親柱を設けている	・7クセントの演出 ・避難空間への誘導 ・橋の存在の強調	・災害に対する配慮が重視され時期である ・避難空間としての橋詰広場との連係 ・復興橋梁(隅田川)の象徴的デザイン					
女所		・交番、Hレ、散水ポンプ等の 施設を備えた広場を設け、 その中に植栽を施し、芝を 植えている	・植栽の重視 ・ アクセントの演出 ・ 橋をみる視点場 ・ アメニティー機能 ・ 避難空間	・大震災において公園、空地が避難に役立った実績がある					
	7{ 1)/F	・植栽を施し、噴水、ペンチ等のストリートファニチャーを備えた小公園としている	・7メニティー機能(小公園 的利用) ・景観的配慮(植栽、 7タセントの演出) ・避難空間	・大震災において公園、空地が避難に役立った実績がある					

表3.5.1 つづき

cht	息点	特徵	思想	背景
ー ディテー	街路樹	・中央分離帯や歩道に4列植 樹をしている(イチョウとスズカウ)	・7年元 - 機能 ・防火機能 ・ 緑(並木)の重視 ・ 街路の個の性尊重 ・ 気候風土による 路樹種の選定	・当時の文献(本田清六、明治天皇記念・行道 樹篇・附録蔭樹、1913年)に行まり、スズがかの東京の気候風土上の適性が記されている ・行まり、スズがは防火性が強い ・植栽の基準に街路の個性尊重、建物との調和の記述がある
1/2	街路照明	・照明装置を整備し、中央分離帯内に見通しよく左右千 鳥型に設置している ・灯柱には広告類が禁止されている	・景観的配慮(見通し 確保、広告の規制、形 状及び色彩)	・路上工作物配置標準細則(昭和2年1月8日 長官決裁)や街路照明施設規程草案(昭和4 年23日会議)に美観に関する注意事項等が 定められてる
	マーキング		・格の高い表示	・基準では高速・緩速の分離マーキングを 花崗岩で行なうとしている
74	その他	・街路の名称に、新天皇の称 号を名付けている	・街路のタンボル性	・一般公募して決められ、市民も帝国の首都にふさわしい974~4として捉えていた

前提条件として、帝都復興計画は関東大震災からの復興の計画であり、基本的には市街地の再整備計画であるということが指摘できる。以下、分析の視点に沿って、考察を進めていく。

(1)街路網配置計画

a. 都市の秩序づけ

東京全体でみると南北の昭和通り、東西の大正通りを十文字に配置し、この 2本の広幅員街路を基本とした街路網構成となっている。帝都復興事業誌の総 説では、さらに東京駅を中心とした、放射環状型の街路網構成であるとの記述 がみられるが、実際の街路網からは放射環状型の街路網は明確ではなく、既存 の街路網を尊重した、どちらかといえば格子状の街路網構成となっていること が読取れる。昭和通り近傍で詳細にみてみると、江戸期からの街路が明確に存 在している、本町付近ではその街路パターンを尊重した明らかな格子状の街路 網構成であり、また新設街路の多い上野駅付近でも若干ななめの街路も存在し ているものの基本的には格子状の街路網構成となっている。すなわち、東京駅 周辺で放射状の街路網構成を考えていたとはいえ、基本的には格子状の街路網 構成となっているといえる。実現しなかったとはいえ、放射状の計画がたてら れたベックマンの官庁集中計画の系譜は東京駅周辺にその名残を残すのみであ り、銀座煉瓦街、放射状から論議を経て格子状へと変更していった市区改正計 画の系譜が帝都復興へとつながったといえよう。また、帝都復興計画に先立っ て行なわれた、長春の満鉄付属地の計画 (第4章で記述) にみられる、格子状 に斜路の加わった街路パターンも帝都復興ではみられない。

街路の階層構造について考えると、全体的には、街路は幹線街路(幅員22 m以上)、補助線街路(幅員11~22m)、区画整理街路(原則幅員6mもしくは8m)の3段階の街路が考えられている。昭和通り近傍で詳細にみてみ

ると、広域の交通幹線と位置付けられる昭和通りなどの幹線街路、7、8、9 号線の様な幅員36m以上の目抜き通り、幅員22m内外の目抜き通り(これ は幹線街路、補助線街路、既存の街路など様々なものがある)、幅員15m程 度の目抜き通りよりもやや格のさがる表通り、幅員11m程度の裏通り、幅員 6~8mの横丁クラス、一番幅員の狭い幅員3~4m程度の突抜き路地クラス と、7段階の街路の階層構成を読取ることができる。また、特殊街路として、 堀端の街路もみられ、これを合わせると、8段階の階層構造の街路があったと いえる。市区改正計画においては道路の等級区分に準じてみると8~9段階の 階層があったわけであるが、その等級の違いがすべて別の階層であるとは限ら ず、おおむね同様の階層数であったといえよう。

b. 都市の分割

昭和通りと大正通りの十文字型の配置は、皇居の北部と東部に配置される形で位置しており、その幅員からいってもこの2本の街路は防火道路としての役割も担っていたものと考えられる。また、昭和通りに植樹されていた公孫樹、すずかけの樹種選定にあたっては、その防火性に富んでいることが選定理由の一つにあげられており、街路樹にも防火(延焼防止)の機能が期待されていたことが分かる。すなわち、帝都復興計画においては、防火路線としての性格をも持った広幅員街路によって、都市を分割し、都市の防火を図るという考え方が存在していたといえよう。

市区改正計画に続く東京防火計画にも防火路線という考え方は存在したが、 広幅員街路による都市の分割によって都市の防火を図るという考え方が明確と なったのは帝都復興計画からといってよかろう。

c. 都市の顔づくり

昭和通りは、その配置からいっても横断面構成からいっても広域の交通幹線の役割を担っていたこは明らかであるが、新天皇の称号がつけられており、帝都復興においてシンボル的な街路として位置付けられていたものと考えられる。また、7号線、8号線、9号線は、それぞれ、東京駅東側の駅前通り、東京駅西側の皇居と結ぶ駅前通り、国会議事堂前の街路として、目抜き通りとして

- 133 -

扱われていたと考えられる。

さらに、本町通りの様に、以前から目抜き通りであった街路はその格を重視 し、交通幹線とはしていない。これは、詳細に区画整理図をみてもわかるが、 銀座通りを含む路線を帝都復興街路としての拡幅整備対象としていないことか らも伺える。

銀座煉瓦街計画や、官庁集中計画の様に、建築と一体に計画しているわけではないが、街路を持って都市の顔をつくるという思想が存在したと考えられる。特に駅前通りという目抜き通りについては、帝都復興計画に先立って行なわれた、長春の満鉄付属地の計画(第4章で記述)でも駅前広場を整備し、広幅員街路をこれにつきあてるという特徴があり、この満鉄付属地の計画やベックマッの官庁集中計画と同様のものと考えられよう。

(2)幹線・目抜き通り設計

a. 焦点の配慮

昭和通りについては特に焦点に対する配慮は見当らないが、東京駅の東と西の駅前通り、7号線と8号線は東京駅を焦点として捉えていたと考えられる。すなわち、シンボル性は持っているものの、交通幹線としての性格も強かった昭和通りでは焦点の配慮はみられず、交通幹線としての性格はほとんどなく、ほとんど純粋に目抜き通りであった東京駅の東西の駅前通りで焦点に対する配慮があったともいえよう。駅前通りを目抜き通りとし、駅がその街路の焦点の位置にくるように街路を配置するというのは、長春の満鉄付属地の計画やベックマンの官庁集中計画と同様であると考えられる。焦点の配慮のみについては、明治神宮関連街路の内、絵画館前の並木路のピスタ・アイストップ景観も影響を与えているとも考えられる。

b. 一体設計、連係設計

他の施設等と一体的に街路を設計した一体設計については、橋、橋詰広場、 交差点広場との一体設計が挙げられる。特に橋詰広場については帝都復興計画 で初めて基準として規定されたものであり、街路の計画設計と同時に橋詰広場

- 134 -

の整備が行なわれ始めたといえよう。

他の施設の存在もしくはその設計に配慮し連係的に街路を設計した連係設計 については、東京駅の存在に配慮して、東西の目抜き通りが計画されたわけで あり、駅との連係設計が挙げられる。この駅との連係設計については、長春の 満鉄付属地の計画やベックマンの官庁集中計画と同様であると考えられる。

c. 道路敷内の景観設計

帝都復興の街路の標準横断をみると歩道の片側の幅員はほとんどの場合全幅員の1/6以上となっており、街路構造令を遵守する形となっているが、交通量による積み上げではなくバランスを考えた横断面構成を採用していたと考えられるとともに、広い歩行者空間を設けるという配慮もあったものと考えられる。帝都復興計画においては、幹線街路(幅員22m以上)は並木を備えた構造となっており、特に44mの広幅員街路についてはいづれも(1号線、7号線)4列の並木を備えている。並木によって、快適性を保障していたことも勿論考えられるが、幹線という街路の格を並木の存在ということで表わしていたということも考えられる。その並木の樹種についても、昭和通りに植樹された、公孫樹、すずかけについては東京の気候風土との適性が指摘されている。また基準では樹種の選定にあたって、街路の個性を尊重すること、建物との調和に配慮するとの記述がある。並木のみでなく街路植栽一般に広げて考えると、橋詰広場や交差点内のアイランドなどにも豊富に植栽されており、緑を重視し、緑による街路景観に対する配慮の存在が明らかである。

4列の並木は、昭和通りを横断方向に5つに視覚的に分離することによって、その空間の冗長性をカバーしていたとも考えられる。交差点のアイランドの豊富な植栽、後述する橋のデザイン的強調は、街路を軸線方向に分節化し、その広幅員街路ゆえの単調さをカバーしていたとも考えられる。

東京駅東の駅前通りである7号線(幅員44m)では、並木で仕切られた緩 速車道をもつ複断面の横断面構成をもっている。昭和通りも4列の並木を持っ ていたわけであるが、交通幹線としての性格をも持っていること、また街路内 に電車軌道を含むという制約条件から、4列の内2列は電車軌道の両側に配置 された。この7号線は交通量からいえば東京駅に突当っていることもあり、そ れほど大量と予測されたとは考えられず、むしろ交通幹線ではない、目抜き通 りという街路の格を複断面の横断面構成で表わしていたと考えられる。

重要な交差点部では小公園が設けられている場合があり、そのアイランド上には植栽がなされるとともに、噴水、ベンチ等のストリートファニチャーが設置されている。また、隅切がなされいる交差点もあり(隅切については基準が設けられている)、街路を交差点部分でふくらますことによって、街路景観にアクセントを与えるとともに、周囲の建築物をみる視点場を生みだしている。隅切りのなされた交差点周囲の建築物も交差点側からの正面性に配慮したデザインとなっている場合がある。

路上工作物については、その基準の中に美観に対する配慮が記述されており、 その形状色彩、配置の決定にあたっては街路景観に対しての配慮があったこと が分かる。また、街路照明の灯柱には広告等の文字の記入が禁じられており、 街路景観の繁雑化を避けていたものと考えられる。

また緩速車道と高速車道の分離のマーキングは単なるペイントではなく、花 筒石を用いるとの記述があり、格の高いマーキングをしていたことがわかる。

主要な橋梁については、モダンな親柱が設けられている。また、直近の中央 分離帯のデザインも一般部とは変えられており、橋をデザイン的に強調すると いう考え方の存在が明らかである。橋、街路と同時に設計されたと考えられる 橋詰広場については、帝都復興計画で初めて明確な基準が設けられており、主 要な橋梁には橋詰広場が設けられている。橋をみる視点場を整備するという考 えがあったものと言えよう。

(3)アメニティ街路

アメニティ街路の系譜として、隅田公園の並木道路を挙げることができる。 この並木道路は、隅田川沿いに遊歩道を持つ横断面構成を持ち、車道部分はわずか全体の1/3に過ぎない。また、車道と両側の歩道の間、歩道と遊歩道の間には植栽帯が設けられ桜並木となっている。ここでは、歩行者の重視や、河川景観に対する配慮が読み取れ、非常に日本的なプロムナードをつくるという考え方があったように考えられる。 これは、明治神宮関連街路の系譜を組むものであり、特に断面内に遊歩道、 乗馬道を含む内外苑連絡道と関連しているとも考えられよう。

3章の参考・引用文献

- 1) 日本道路協会、日本道路史、1977年
- 2) 三浦七郎、道路幅員に就いて、道路の改良、5-3、1923年
- 3) 岩沢忠恭、道路の構造と舗装、日本文化協会
- 4)大塩、都市計画史
- 5) 磯村英一、防衛都市の研究、1940年
- 6) 帝都事務局、帝都復興事業誌 土木編 、1931年
- 7)震災復興区画整理誌、東京市役所、1931
- 8) 東京市、東京市公報、1925年
- 9) 本田清六、明治天皇記念 行道樹篇 附錄蔭樹、1913年
- 10) 帝都復興事務局、帝都復興事業誌 公園編、1931
- 11) 帝都復興記念帖
- 12)写真集関東大震災誌
- 13)大東京写真大観

第4章 外地計画における街路の計画・設計思想

4	١.	1		外	地	1	画	0	概	要		• •	• •																			13	9
4	١.	1		1		新	京	(長	春)	0	都	市	計	闽	0	概	要													14	0
4	١.	1		2		京	城	0	都	市	計	画	0	概	要																	14	2
4		1		3		哈	爾	浜	0	都	市	計	画	0	概	要																14	4
4	١.	2		新	京	に	お	け	る	街	路	0	特	徴	2	思	想															14	6
4	١.	2		1		満	鉄	付	属	地	0	街	路	0	特	徴	٤	思	想													14	6
4		2		2		新	京	新	都	市	計	画	K	お	け	る	街	路	0	特	徴	2	思	想						 		15	2
4		3		京	城	E	お	け	る	街	路	0	特	徴	Ł	思	想			٠.										 	•	1 6	5
4		4		哈	爾	浜	に	お	け	3	街	路	0	特	徴	2	思	想			٠.									 		17	8
4		4	,	1			V	7	時	代	0	計	画	に	お	け	る	街	路	0	特	徴	2	思	想					 		17	8
4		4		2		哈	爾	浜	に	お	け	る	街	路	0	特	徴	2	思	想										 	• 1	1 8	3
4		5		ŧ	2	85					٠.																			 	.]	1 9	8
4		5		1		外	地	計	画	に	お	け	る	街	路	0	特	徴	٤	思	想										.]	1 9	8
4		5		2		外	地	#	画	に	お	け	る	街	路	0	計	画		設	1	思	想							 	. :	2 0	0

4.1 外地計画の概要

帝都復興以前から、我が国は朝鮮、台湾、満州などの外地において様々な都市計画を行なっている。ここでは、朝鮮における京城、満州における新京(長春)と哈爾浜の都市計画の概要について述べる。

外地における様々な計画の内、この3都市を本研究の研究対象として選定した理由は以下のとおりである。まず、新京(長春)の計画は、長春の満鉄付属地が既にあったものの、満州国の首都計画としての新京の計画のほとんどが郊外部で行なわれ、ほとんど新市街地計画と位置付けられる。京城の計画は、満州国における新京とほぼ同様に朝鮮の首都的都市として計画されるわけであるが、その計画域の中心部は、既に漢城が存在した部分であり、市街地の再整備として位置付けられる。哈爾浜の計画については、研究対象とするのは勿論満州国時代の計画、すなわち我が国の街路計画の系譜上に位置付けることのできる部分であるが、その計画以前にロシアによる計画が存在し、そのロシア時代の計画が本研究の対象としている哈爾浜の計画になんらかの影響を与えている可能性があることが哈爾浜を研究対象とした理由としてあげられる。

すなわち、外地計画のうち、新市街地計画の例として新京を、既存市街地の 再整備計画の例として京城を、そして他国のすなわちロシア時代の計画の影響 を考慮する為の例として哈爾浜を、研究対象として選んだわけである。 長春は、もと内蒙古のコルラス前旗に属する放牧地であったが、1791年 華北の農民が移住して開墾が始り、長春堡が成立した。1825年には長春庁 が設置され、1865年には、匪賊防御のために城壁が築かれた。ロシアが東 清鉄道を敷設するにあたって、城の北方寛城子に駅及び市街地を設けたが、日 露戦争後、これより南の鉄道は満鉄の経営となり、満鉄は1910年寛城子駅 の南東、長春城の北西にあたる頭道溝の地を買収し、駅及び付属地を新設した。 その駅(長春駅)の南に505haの地を碁盤目状に対角線をまじえた市街地を 計画し、その南端に西公園を建設した。1911年中国の道尹は、付属地の繁 栄を阻害するため、城内と付属地の中間に商埠地を設けたが、以来付属地と商 埠地は共に繁栄していったのである。1932年、満州国が成立し、同年3月 10日長春が国都と定められ、3月14日新京と改名され、この街は一躍脚光 を浴びるに至った。

新京の都市計画は、1932年3月、満鉄経済調査会が軍の命をうけて、まず立案を開始し、満州国は同年4月、国務院に国都建設局を設けて同様都市計画を練った。満鉄は一時その作業を中止していたが、関東軍の命令によって再び作業を開始し、2者が競うことになった。関東軍を中心とし満鉄ならびに満州国側の3者は、新京の都市計画について論議を行ない、同年11月に至って3者の合意を得た計画案が定まったのである。かくして翌年(1933年)1月に、満州国国務院は、事業執行の基本方針を決定し、4月には国都建設法を公布した。

この計画は、満鉄付属地、寛城子、商埠地、城内及び地域の南部を含む100km²の地を市街計画地とし、周辺農村区を含めて340km²を都市計画区域とするものであった。この計画は、新京駅より真っ直ぐに南下する大同大街を南北軸とし、その概ね中央に大同広場を設けて放射状に街路を設け、また連京線の一部に南新京駅を造って将来の中央駅とし、その西部は軍用地及び工業地域とし、その東部と大同大街の中間に宮廷を設け、宮廷の南部に中央政府の官庁

街を建設しようとするものであって、計画人口を50万人と予定したものである。ただし、この時点では宮廷府の位置については異論もあり、連京線西部及び南嶺の総合運動場予定地付近は宮廷用地として保留されていた。この計画による実際の工事面積は、既成市街地を21km²を除いた79km²であって、そのうち第1期に20km²を1932年3月から1937年12月の5ヵ年で完成させる予定であったが、予定よりも半年遅れて1938年6月に完成した。この第1期の事業によってわずか5年半で新市街地の街路、下水、水道、公園等の公共施設が概ね整備され、政府機関の建物の本建築、国策会社の本社屋、銀行その他民間の建築がたちならんで、国都としての偉容が概ね整ったといって良かった。なお国都建設の第2期事業は1938年1月から1940年までの3ヵ年事業として行なわれた。

朝鮮は1876年の江華島条約(日朝修好条規)の締結後、日本や清国、ロシア等の外部勢力の抗争の舞台となった。日本は、日清・日露の戦争に勝利し、1904年、当時の大韓帝国に対して日韓議定書への調印を強制することで、保護国化し、統監府をおいた。そして1910年、遂に日韓併合条約の締結によって、朝鮮半島は、台湾、南樺太、関東州(遼東半島)に続いて日本帝国に編入され、韓国統監府に代って朝鮮総督府をおいた。当初は統治機構の整備や治安の確保が先決であったため、市街地整理に関する制度は後回しにはなっていたが、実際はその前後から市区改正に着手している。

1907年、当時の統監府は南大門より南大門駅(後に京城駅、現在のソウル駅)に至る街路の拡幅を計画し、実行している。この計画は、南大門は市街地と駅、ないしは城内と龍山との唯一の関門であるにも関わらず、その街路の幅は3間であり、路面電車の通行は危険で交通に支障をきたすという理由から立案されたものである。その後の1912年10月に、朝鮮総督府は「訓令第9号」として市区改正に関する訓令を発した。また、同年11月には「京城市区改修予定計画線路」として29路線を公示している。その後、1917年に2路線追加、1919年に17路線追加・3路線削除を経て、44路線となった。

内地における1919年の都市計画法制定公布以降、朝鮮においても都市計画の気運が高まり、朝鮮総督府は1921年「都市計画令」というものを立案したが、「朝鮮の民度に鑑み時期尚早」との結論に達し、公布にはいたらなかった。しかし、都市化の傾向は顕著であることから、朝鮮総督府はこの年以降都市計画調査費を計上し、京城、釜山、平壌、大邱の4大都市について調査立案を進めた。京城都市計画案は、1926年に第1次案が、1928年に第2次案が、1930年に第3次案がそれぞれまとめられている。

その後、1934年に朝鮮市街地計画令が公布された。しかし、この市街地 計画令の最初の適用をうけたのは、京城を始めとする4大都市ではなく、咸鏡 北道の羅津であった。これは、朝鮮市街地計画令では既成市街地の改善よりも、 周辺部の創設に重点をおく方針がとられていたことと、羅津が1932年に日 満航路の開設によって日本本土と連絡される大陸側の都市となり、人口が急増 したという背景によるものである。京城に適用されたのは、それから1年半後 の1936年のことである。

朝鮮市街地計画令の内容であるが、全3章で構成されており、概ね第1章の 「総則」は内地の都市計画法に、第2章の「地域及び地区の指定並に建築物等 の制限」は内地の市街地建築物法にそれぞれ該当し、第3章は「都市区画整理」 に関する規定であった。 1895年、露国は日本の遼東半島放棄の代償として清国から東清鉄道の敷 設権を取得し、以後鉄道ならびにその付属地の建設に着手していた。この鉄道 は、大連・満洲里間、哈爾浜・綏芬河間の全線1740kmで、1903年7月 に開通した。ロシアは、大連及び哈爾浜をこの鉄道の基地とし、哈爾浜を東洋 のモスクワにすべく、その都市の建設を1898年に開始し、鋭意整備に努め た。最初に着手した町はスタール・ハルビン (香坊) であったが、ここは義和 団事件の余波で破壊されたので、1900年これにかわってノビゴロド(南協) とブリスタン (埠頭区) の建設を行なったのである。この建設には、当時欧州 の都市計画を研究し、まず南崗には駅及びサボール (中央寺院)を中心とする 美しい街並みを計画した。南崗は細長い丘陵地で、地形的に制約があったが、 広幅員の道路にそって主要建築を配置し、美しい欧州式の新市街地を造成した。 また当時の埠頭区の土地は低湿地で、松花江が増水するとすべて浸水する地で あったが、松花江の上流の正陽河から下流の伝家甸まで大堤防を築いて市街地 とし、ここに商業中心の繁華街を造ったのである。南崗の幹線街路はサボール を中心にして東西に伸びる大直街で、その幅員は43m、またサポールから南 に香坊に向う道路は幅員106mで、その半分は植樹帯である。この南脇地区 には中国人の居住を禁じたので、鉄道線路を越した低地の道裡及び道外(伝家 甸) に中国人は集中した。道裡は商業地として繁栄し、そのキタイスカヤ通り は露人商、中国商人等が軒をならべ、東京の銀座街の観を呈した。

1931年(昭和6年)9月、奉天で起った柳條溝事件直後、仙台の多門師団は直ちに哈爾浜に進駐しようとした。この時北満における東三省側の大長老であった張景恵は、戦闘を避けるため、英断によって多門師団を無血人城せしめた。それは1932年の2月であり、その後3月に満州国が成立するや、行政は満州国政府に移された。その後、1935年には、1917年のロシア革命後の財政及びソ連政府の政策変更によって、それまで東清鉄道の持っていた権益(哈爾浜・満州里間935km、哈爾浜・綏芬河間546km、哈爾浜・寛城

子(長春)間242㎞、合計1721㎞の鉄道の経営と、沿線の炭坑及び森林の経営)すべてを満州国に売却するに至ったのである。この買収は、日本外務省の斡旋によるもので、譲渡価格は1億4千万円(他に従業員退職金)で、満州国の支払については日本政府が保障するというものであった。かくして満州国内におけるロシアの権力は消滅するに至った。

ロシアが鋭意建設した哈爾浜の街をなお一層発展せしめて北満の中心都市に開発するため、また軍事上の重要基地にする必要があるため、関東軍は哈爾浜を国都新京及び南満の工業都市奉天とならんで重要視した。かくしてその都市計画について、関東軍特務部はその計画大綱を作成していた。一方哈爾浜特別子の佐藤工務処長は、満鉄経済調査会時代より調査研究していた都市計画案を準備していたが、この案の作成については、もと内務省技師山田博愛及び内務省都市計画福岡地方事務官東後琢三郎を招いて研究指導を得ていたのである。またその配下には沼田征矢雄(元東大工学部助教授)、山崎桂一(元内務省都市計画北海道地方委員会技師)等がいて、その作成を手伝っていた。

関東軍は、都市計画の大綱について、哈爾浜特別市及び満鉄経済調査会と、 再度会議を開いて討議した。その会議は難航したがその焦点は事業の執行方法 であって、軍はその事業を哈爾浜建設会社を創設してこれにあたらしめんとし、 満州国側はこれに反対したためであった。遂に1934年3月、関東軍小磯参 謀長の裁断によって、会社案は放棄せられ、哈爾浜特別市案によって、事業は 特別市が行なうことに決定した。この都市計画は、将来人口を100万人とし、 都市計画区域を特別区の行政区域より大きい1837km2、すなわち市の中心部よ り半径25kmの範囲とするものであった。新都心は既成市外地の南西部におき、 これを中心として半径10㎞の地域を市街計画区域とするもので、市街計画区 域の面積は317.39km²とした。この市街計画区域の外周111.6km²には、幅員2 ㎞の環状緑地域を設けて市外地を取巻くものとした。中央駅は、既存の哈爾浜 駅の西方約1.5kmの顧郷屯地内に設け、その南方約3kmの地に壮大なるシビッ クセンターを設けるものとした。なお、松花江の上流及び下流にそれぞれ臨港 用地及び工業用地を配置するものであった。なお、市街計画区域の周辺に、幅 員約2kmの緑地(当初、緑青地域或いは農緑地域、後に都邑計画法の適用で緑 地区)を指定し、市街化のスプロールを禁じている。

4.2 新京における街路の特徴と思想

4.2.1 満鉄付属地の街路の特徴と思想

新京の都市計画における街路の特徴、思想を述べる前に、長春の満鉄付属地 における街路について、若干述べることとする。

長春の満鉄付属地の平面図を図4.2.1に示す。東西南北にそれぞれ広場が配置され、放射型の斜路の街路も4本見受けられ、基本的には格子状であるが斜路の加わった街路パターンとなっている。格子状の街路パターンとしたのは、市街地計画として、矩形状が好ましいという観点から行なわれたものであり、街路パターンを決定することにより市街地計画の骨格を決めるという考え方が明らかである。この格子状の街路パターンの採用理由について、その計画を担当した加藤与之吉は「近代市街計画の学説は矩形式に傾きつつあり、加うるに付属地は概ね平坦にして停車場を中心とし鉄道線路を挟んで長方形を形作り最矩形形式に適するをもって、露国の前例に背き後者(矩形式)を採用したるゆえんなり」(満鉄土木16年史)と述べている。すなわち、東清鉄道時代のロシアの計画、例えば哈爾浜などにおける街路パターンを排除したと述べているわけである。しかし、後述する哈爾浜のロシア時代の計画と比較すると、円弧状の街路パターンがなくなったのみであり、斜路の存在については「露国の前例」に背いておらず、その影響を強く受けていると考えられよう。

格子状の街路パターンを採用した場合、街路景観とりもなおさず都市景観は 単調なものとなりがちである。これに配慮して、広場が設けられたものと考え られる。写真4.2.1新京駅前広場や写真4.2.2南広場をみてもわかる ように、大規模なロータリー交差点で形成される広場には中央に大きなアイラ ンドが設置されている。位置としてはビスタアイストップの位置であるが、な んら構造物はなく、新京駅についても写真からはそれほど象徴的な駅本体は見



長春漢鉄付属地(1908年) 1908年の動物設計を示す。長春大街が韓貝20間に変更され る前の計画図。西公園予定地は小河川の走る橋前地であることが見てとれる。当初設計 にある遊索予定地はつくられず、高士町方面に料理屋が集まった



● 長春市田図 (1912年) A日本領事館、B直台町門、C移転後の日本領事館、アミで示された地区は総格が立っている区域を示す。長春の中国人地区 (旧市街) に近い東半分がビルトアップしている。●と比較すると、二道溝の距地のうち中央通以東は埋め立てろれて宅地となり、中央通以西は公園となっている。広場の名称はその後変更され、東広場は南広場に、北角広場は東広場となり、南広場は廃止されている。



新京駅前広場

写真4.2.1



 長春高鉄付属地の南広場 中央の建物は朝鮮銀行(現存)。 その右側の道路は視町。集合自動車(バス)より6馬車の方が多い。

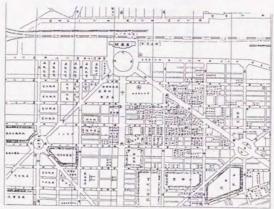
写真4.2.2

て取れないので、完全なビスタアイストップ形式の街路景観とはなっていないが、焦点を重視していたことは明らかであろう。

また、これらの広場の周囲には公共建築が建てられている。この理由として前出加藤は「この種宏壮なる市街は市民の公共的精神の美の証明すると同時に、将来像大なる都市を実現せしむべき人為的要素の充分なるを知らしむべし」と述べている。これは、広場を都市の中心として位置付けると同時に、広場のシッボル性を高めていると考えられる。また、広場からの景観を考えると、公共の建築物の正面をみることができるわけであり、単調になりがちな街路景観にアクセントを与えるという考えもあったものと考えることができる。

また、前掲図4.2.1 や長春駅附近の満鉄付属地の拡大図(図4.2.2)をみてもわかるように、駅前の通り(長春大街、中央通り)が幅員最大の通りとなっている。長春満鉄付属地の街路の幅員は表4.2.1 のとおりである。前掲写真4.2.1 や拡大図にみられるように、駅前に広場を設け大規模なロータリー交差点とするとともに駅前通りを幅員最大の広幅員街路とし、駅及び駅前通りをシンボル化するとともに、駅前通りをもって都市の主軸とする思想を読取ることができる。

- ●都市の骨格形成
- ●焦点の重視
- ●シンボル性の配慮
- ●街路景観のアクセントの配慮
- ●街路の主軸化



⊕ 長春満鉄付属地の中心部 (1929年現在)

図4.2.2

等級	全幅且	步道幅且	道路名 (括弧内は現在)
1 %	20[#]	3 [17]	中央通 (スターリン大街の 一部),八島通 [南] (大経 路)
2 %	15(11)	2 間半	日本模通(勝利大街),和泉町(遼寧路),日/出町(長 白路)
3 %	12[3]	2 [11]	八島通(北),西五条通(団 結路の一部)
4 39	1000	1間半	祝町 (珠江路), 蓬栗町 (合 江路) ほか
5 %	8 [11]	1 80	東二条通(東二条街)、敷島 通(漢口路)ほか
6 39	6 (11)	-	吉野町 (長江路) ほか

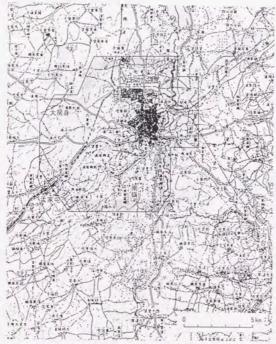
長春潟鉄付属地の道路規格 ⑤

表 4. 2. 1

新京の街路計画について、当初最も議論のあったのは、宮殿(執政府)と官庁街の位置である。溥儀サイドからは「絶対南面との厳たる申出」(新京都市計画方策満鉄経済調査会 p 8 8)があった。国都建設局ではこの申出を遵守し 街路網計画をたてたが、満鉄経済調査会はこの申出にとらわれずに計画を行なった。当時の長春と都市計画区域を図4.2.3に、満鉄経済調査会の案を図4.2.4に、国都建設局による最終新京都市計画図を図4.2.5に示す。

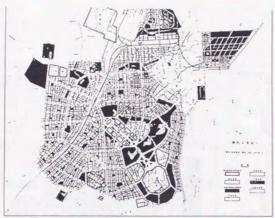
まず満鉄経済調査会の案であるが、宮殿(執政府)は南端の南嶺の位置に北西を正面として配置され、そのまわりを公園で取囲んでいる。宮殿の前(都市側)には大規模な公園が配置され、その中央にはロータリーらしきものがみられる。また、公園をぬけ、駅方面へむかう道は両側に植栽帯をもつ非常に広幅員の街路となっている。通常の交通処理という観点から考えると、ロータリーは交通容量上は不利であり、街路の延長線状にロータリーを設け中央にアイランドを設けていることから、焦点を重視していたと考えることができる。とくに、前述の広幅員街路は、片側がロータリーで、反対側は建築物となっている。平面図からみると、もちろん建築物のデザインにもよるのであるが、完全なビスタアイストップ型の街路景観の形成を考えていたものと思われる。

最終都市計画図をみると、執政府(宮殿、図上では宮廷府)の位置は市街地ないの4の位置にあり南面している。この位置は当初(決定当時)は仮宮殿との計画であり、図上に宮廷府と書込のある西武大房身の位置とする計画であったのであるが、後に本宮殿ということに計画変更された。この図面はやや粗い図面なので余り細かいことはわからないが、前述の満鉄経済調査会の案に比べて、街路網が広場を中心とした放射型のものと直交する区画街路とで構成されていることが明らかである。つまり、街路網を決定することにより都市の骨格を形成するという考えがより強かったといえよう。また、東新京駅の駅前広場についてみると満鉄経済調査会案でも計画されているが、この最終案の方が特に西側については駅前広場も大規模であり、周辺街路も駅前広場を中心に放射



(312年当時の長春と結市計画区域 | 河に示した区域が最終決定案の新京国部地設計画区 ⊕ 域のうち国部地設計画事業区域 (100km*, 後掲巻参照) を示す。東南の小河台が後に 木商池 (浄月漢) となった。大房身と南端は立案過程で宮殿候補地のひとつとなった

图4.2.3



動 新京都市計画・溝鉄経済構査会業 Aは執政府。その上に広大な親水公園があり、さら に西北に広幅員街路と官庁街が続いている。

図4.2.4



図4.2.5 新京都市計画図

状になっていることがわかる。駅前広場を重視し、駅前広場及び駅を焦点とし て重視していたと考えることができる。この都市計画の中央部分の拡大図を図 4, 2. 6に示す。この図をみると一層明らかに新駅 (東新京駅) から放射状 に街路が出ていることがわかる。また、大同広場(直径300m)、安民広場 (直径244m) などの大規模な広場を、広幅員街路上に設けており、街路景 観にアクセントを与えるとともに焦点を重視していたことが読取れる。当時国 都新京の完成予想図が描かれており(図4.2.7)、これをみると大同広場 の中心には塔状の建造物が描かれており、完全なビスタアイストップ型の街路 畳観の形成を考えていたものと思われる。これが実現していればバリなどと同 様なビスタアイストップ型の街路景観になったものと思われるが、実際には構 造物は造られなかったようである(写真4.2.3、写真4.2.4)。その 後細部の設計にあたって、若干の街路網の変更があり(図4.2.8)、安民 大路の下部の街路バターンが変化しているが、前述したように広場を中心とす る放射状の街路と直交する街路をうまく組合せて使い、基本的には矩形の街路 区画を達成しており、街路網で都市の骨格を形成しようとしていることが読取 れる。この考えは、前項の満鉄付属地と同様であるが、異なる点は街路の交差 が鋭角となることを避け、基本的には2線直交型の交差としている点であるが、 これは交通処理上の配慮であると同時に、敷地区画が3角形になることを避け たものとも考えられる。つまり、都市の基本的骨格に留らず、敷地の形にまで 配慮が行届いたとも考えられよう。

次に街路の横断面構成に着目する。長春の街路断面図を図4.2.9に示す。図中幅員60mのものは宮殿(執政府)の正面の順天大街の横断面構成である。中央に16mの幅員の遊歩道をもつ広幅員街路となっている。全断面中歩行者用の空間は遊歩道が16m、歩道が両側それぞれ10mであり、合計36mで6割に達しており、歩行者空間を重視していたことがわかる。植栽についても4列植栽(実際には遊歩道側は2列以上の植栽となっているようである、後掲写真4.2.5参照)となっており、緑を重視していたことがわかる。中央の遊歩道については、その幅員が16mと充分にありかつ植栽量も充分なため後掲写真4.2.5 bの様に(この写真撮影時は雨天のためややくらい感じとはなっているが)アメニティの高い遊歩道となっている。このように、歩道遊歩

道とも充分な幅員と植栽量を確保しており、アメニティにたいする配慮もあっ セと考えられよう。この順天大街は、現在は写真4.2.5のようになってい る。a の右側が、遊歩道(b)となっているわけであるが、あたかも森のなか の街路の様になっている。しかし、遊歩道側があまりに緑量が多く、幅員も大 きいため1本の街路とはアイレベルからはわかりにくい。写真4.2.6のよ うに鳥瞰的に見ないと中央にグリーンベルトを抱いた広幅員街路としては認識 されにくいという点が指摘できる。前掲横断面図中幅員45mのものについて は側方分離帯をもち、緩速度車道を持つ横断面構成となっている。また、緩速 車道の幅員が6mとなっているのを見ると、もちろん2列での通行を考えてい たとも考えられるが、当時あまり自動車交通量が多くなかったことを考え合わ せれば、停車帯としての利用も考えていたと推測することができる。すなわち、 街路を機能上高速車線と緩速車線・歩道をあわせた緩速道との二つに分け、高 速車線は交通処理の機能をもたせ、緩速車線は停車帯としての利用も考慮する とともに、歩道と合わせて幅広い歩行空間としての利用を考えたものと考えら れる。また、緩速車道を設けることによってさらに2列の並木(植樹帯)が生 じ合計4列の並木路となる訳であり、並木を重視していたことがうかがわれる。

- ●焦点の重視
- ●ビスタアイストップ型の景観の形成
- ●都市の骨格形成
- ●駅前広場の重視
- ●敷地形状への配慮
- ●歩行者空間の重視
- ●アメニティにたいする配慮
- ●並木 (緑) の重視

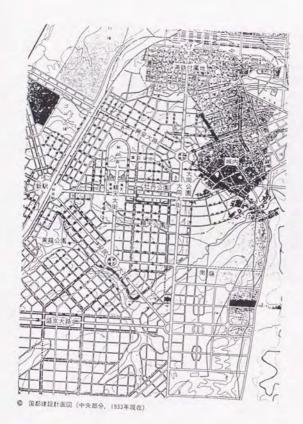


图 4. 2. 6



国都政策成予想図(宮廷および大岡広場―帯) 図は東から西方向を息取している。 図の美に宮廷が並がっている。右手前は大岡広場。左手前は大同公園である

図4.2.7



写真4.2.3(上) 写真4.2.4(下)



図4.2.8

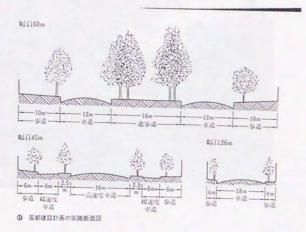


図4.2.9

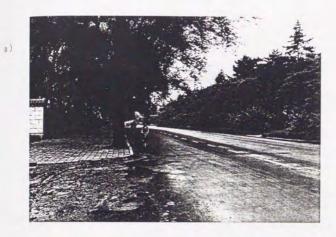




写真4.2.5



順天大街 (現状) 宮廷前から真南に伸びる順天大街 (現・新 民大街) では樹海に政府庁舎 (現・医科大学) が点在している

写真4.2.6

まず、朝鮮統監府がはじめに行なった南大門から南大門駅(後に京城駅、現 在のソウル駅)に至る街路の整備についてであるが、この工事について当時の 文献に、「この工事計画は機門を保存して市街の美観を保たしめ、その左右の 城壁を取毀し、門の南北両側に各幅八間の新道を開鑿し、之に門を通ずる旧道 路を加へ、都合三車線と為して交通を便ならしめ、樓門の周圍は石垣を以て圍 續し、植樹芝寸を施して風致を保ち、門の内外石垣の起点の石柱を建てて玉電 醬四個の装置を為し、此の石柱を前後四箇所に建設し、其の他警官交番所二棟 及び自動電話室 一棟を設置するものにて・・・(中略)南大門より停車場に至 る延長二百四十間幅十九間(歩道両側に二、七五間宛、車道十三、五間)・・ ・(後略) | (朝鮮土木事業誌、朝鮮総督府編、1937年)とある。南大門 という歴史的建造物を保存するとともに、市街の美観についての言及があり、 この改修では美観(景観)にたいする配慮があったことがわかる。また、南大 門の周辺については、写真4.3.1の改修後の南大門にみられるように植樹 を行なうとともに交番や電話ボックスを設けている。すなわち、南大門周辺を 広場、小公園的に整備しているわけであり、アメニティにたいする配慮があっ たことがうかがえる。

次に、京城の計画平面図から読取れる思想について述べていきたい。図4.3.1 は計画前の京城(漢城)の街路図である。京城の都市計画(街路計画)がなされる前は、基本的な街路は、東西を貫く鐘路と南大門に至る南大門通り、景福宮(光化門)に至る光化門通りの3本であり、それ以外は景徳宮、宗廟に至るアプローチの通りと細街路であった。1912年の初の市区改正予定路線公示の後の京城市区改修予定計画路線図(青柳綱太郎:京城案内、1913年)が図4.3.2である。基本的には矩形城の街路バターンとなっていること、鐘路を東大門まで延伸し、光化門通りとの交点に矩形の広場を鐘路と東大門通りの間に大規模な広場を計画していること、景福宮の東南端と若草町の位置に円形の広場を設けそこから放射状の斜路を設けていることが特徴として読取る



写真4.3.1 改修後の南大門

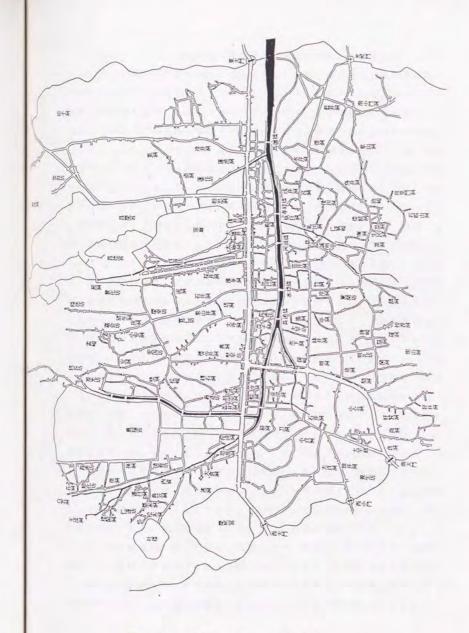


図4.3.1 首善全図上の地名

ことができる。また、市街地中央部を東西に貫通する鐘路と東大門通り上に矩 形の広場が2箇所に予定されていることから、単調になりがちな広幅員街路の 景観にアクセントを与えようとしていること、また市街の中心部、かつ広幅員 街路上に広場を設けていることから、アメニティに対する配慮がうかがえる。 基本的には格子状の街路を配置することによって、都市の基本的骨格を形成し ようとしたものと考えられる。また、円形の広場と放射状の街路からは、焦点 を重視していたろうことが読取れる。1928年第2次京城都市計画の京城街 路計画予定図を図4.3.3に示すが、第2次京城都市計画においてはこの円 形の広場と斜路は姿をけす。この第2次計画では、南山の南方及び西方にまで 計画域が広がっていることがわかる。この第2次計画の街路図上で、幅員15 間以上の街路に着目すると、T字型を2つ重ねたような形で中央の市街が分割 されていることがわかる。当時の韓国の都市内を評した記述に「朝鮮の市街地 は、概ね道路狭隘にして屈曲甚だしく交通・衛生及防火上不便不利多く自然市 街の発展を阻礙するものあるを以て本府設置以来各地ともに市街の改善を図り その発展に伴い漸次街衢の整理・道路の拡築に努めつつあり」(朝鮮総督府発 行、朝鮮総督府市政年報昭和12年版、1938年)とあり、防火についても 問題視していることが明らかであり、市街を広幅員街路で大分割することによ って防火を図っていたと考えることができる。1930年第3次京城都市計画 における京城都市計画図を図4.3.4に示すが、さらに計画域は漢江を越え て南方、西方へと広がっていることがわかる。市街中央部について、第2次の 計画と比較すると大路第二類(幅員28m以上、すなわちほぼ15間以上)の 広幅員の街路がふえていることがわかる。また、特筆すべきは第2次計画では 12間であった光化門通り(総督府の前の通り)から続く、鐘路から南大門ま での街路が大路第1類(幅員34m以上、すなわちほぼ19間)の広幅員街路 として再計画されていることである。これによって、南大門駅(京城駅、現在 のソウル駅) から、朝鮮総督府(王宮)まで、広幅員街路が続くことになるの である。その幅員は、南大門駅から鐘路までが、ほぼ19間、鐘路から朝鮮総 督府までが広路と位置付けられ24間である。つまり、主要駅である京城駅か ら、市街のシンボルとなるべき朝鮮総督府までの街路が、大路第1類と広路で 構成されており市街で最も広幅員の街路となっているわけである。すなわち、

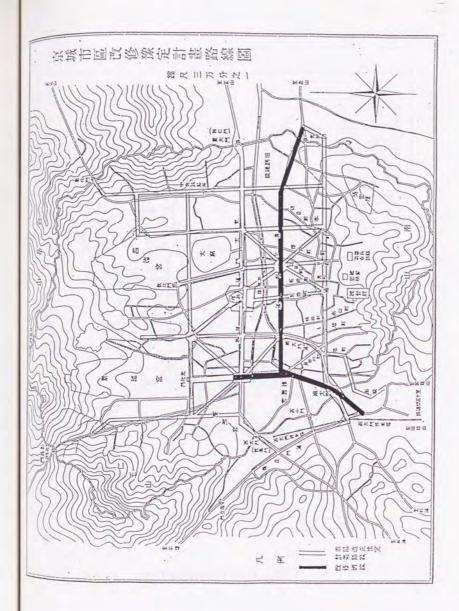


図4.3.2 京城市区改修予定計画路線図

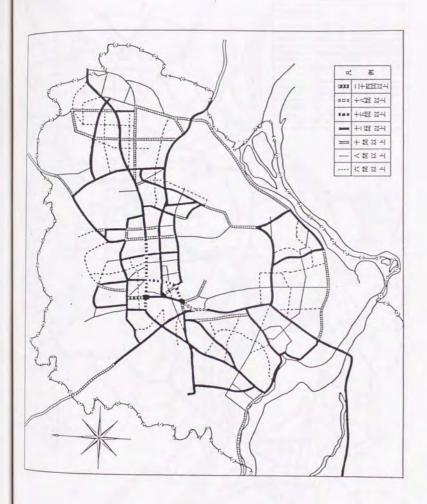


図4.3.3 京城街路計画予定図

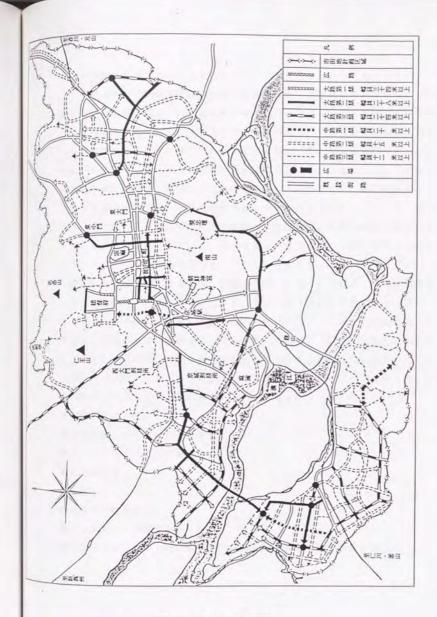


図4.3.4 京城都市計画図

都市の主軸を作ろうとしていたと考えることができるわけである。

この京城駅から朝鮮総督府に至る広幅員街路は、京城駅からアプローチして行った時の街路景観についても配慮されていた。写真4.3.2 は日本統治時代の京城駅からみた南大門である。この写真をみると、やや右にずれてはいるもののほぼ焦点の位置に南大門が見える。写真4.3.3 は南大門からみた京城府庁であるが、ほぼ焦点の位置に京城府庁が見える。写真4.3.4 は京城市街の朝鮮総督府及び京城府庁方面を俯瞰した写真であるが、朝鮮総督府もその前の街路(光化門通り、現在の世宗路)の焦点の位置にあるといえる。すなわち、京城駅から朝鮮総督府に至る街路では常に焦点の位置に象徴的建造物がくるように計画され、図4.3.5 に示すように京城駅から朝鮮総督府に至るアイストップの連続景観が演出されていたわけである。

朝鮮総督府前の光化門通りは、幅員30間で計画されており、この幅員は他の通りと比較しても破格のものである。その軸線の位置を検討すると、図4.
3.6に示すように、景福宮の軸線とは方向がずれているが、朝鮮総督府の建物とは、街路の右端に軸線がきてはいるものの方向は一致している。これをみれば、光化門通りが、朝鮮総督府前ということを強く意識して計画されたことは明らかであり、統治下の京城においてシンボル的な街路として計画され、また朝鮮総督府のシンボル性を強化していたと考えることができる。

- ●美観に対する配慮
- ●街路景観へのアクセントの付加
- ●アメニティに対する配慮
- ●焦点の重視
- ●防火
- ●都市の主軸の形成
- ●アイストップの建造物への配慮
- ●街路自体のシンボル性の演出及び象徴的建造物のシンボル性の強化

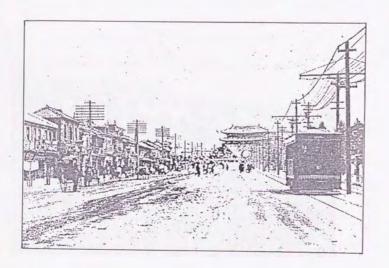


写真4.3.2 京城駅から見た南大門(日本時代)

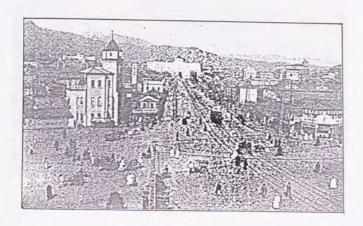


写真4.3.3 南大門駅から見た京城府庁

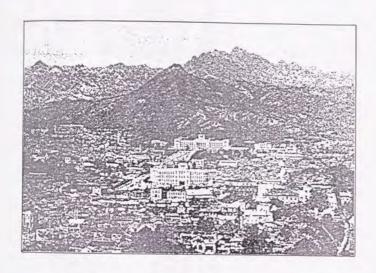
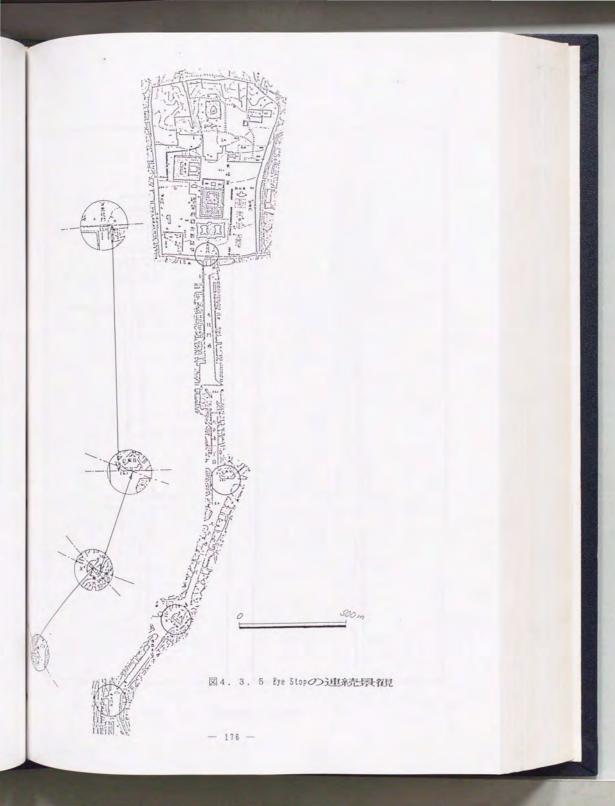
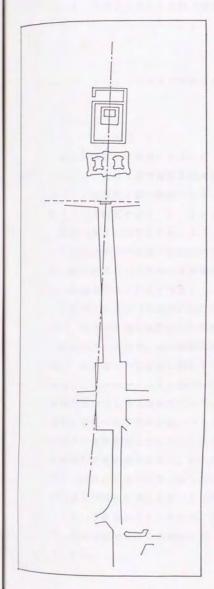


写真4.3.4 「京城」市街





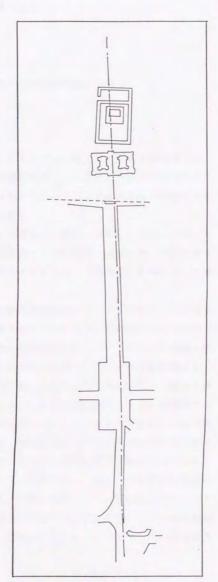


図4.3.6 申由総会の上上事会

4. 4 哈爾浜における街路の特徴と思想

4.4.1 ロシア時代の計画における街路の特徴と思想

哈爾浜の計画は前述したように、ロシアによって1898年に開始された。 ロシアは、大連及び哈爾浜を東清鉄道の基地とし、哈爾浜を東洋のモスクワに すべく、哈爾浜の都市整備にあたっている。ロシアの計画によって形成された 哈爾浜の市街図を図4.4.1に示す。

最初に着手した町はスタールイ・ハルピン(香坊、図中6)であったが、ここは義和団事件の余波で破壊されたので、1900年これにかわってノビゴロド(新市街地という意味、南崗地区)とブリスタン(埠頭区)を中心とした地区の建設を行なったのである。

まずブリスタン(埠頭区)を含む駅の北側の地区は、商業地区として計画された。官庁等を含む地区として計画されたノビコロド(南崗地区)には中国人の居住を禁じたので、鉄道線路を越した低地の道裡(ブリスタン、埠頭区、図中2)及び道外(伝家甸、図中4)に中国人は集中した。道裡は商業地として繁栄し、そのキタイスカヤ通りは露人商、中国商人等が軒をならべ、東京の銀座街の観を呈したと言われている。しかし、街路網配置をみると、埠頭区も伝家甸も単純な格子状の街路バターンであり、キタイスカヤ通りがいくぶん目抜き通りの様相を呈していたとしても、街路網配置や幅員の違いなどはみられず、軸線の存在も明確ではない、求心性も乏しい、焦点に対する配慮などもみられない、いわば平凡な計画であった。この街路バターンは、この地区が商業地区であり、分譲を前提としていたため、分譲に便利なように矩形状のバターンとしたという理由が考えられるが、後述する官庁等を含むノビコロド(南崗地区)と、商業地区であるこの地区とを、街路バターンによって区別していたとも考えられる。

ノビコロド (南崗地区) の街路網配置は、格子状の街路配置に斜路を加えた街路パターンとなっている。さらに詳細にみるために、ノビコロド (南崗地区) の拡大図を図4. 4. 2 に示す。 2 本の広幅員 (43 m) の幹線街路 (大直街、車站街) が十文字に配置され、都市の骨格を形成していると考えられる。その交点はロータリー交差点となっており、その中心に中央寺院 (サボール) が置かれている (写真4. 4. 1、写真4. 4. 2参照)。この中央寺院は大直街、車站街の焦点の位置に存在し、両街路とも中央寺院に向って、ビスタ・アイストップ型の景観が形成されていたと考えられる。この中央寺院の存在するロータリー交差点は市街地の中心として計画されていたと考えられよう。特に車站街は駅も焦点の位置にあり、駅と中央寺院の間については、両方向がビスタ・アイストップ型の景観となっていたと考えられる。また、この2本の広幅員街路に沿って、主要建築物が配置されており、この大直街と車站街は市街地の主軸となっていたことが明確である。

駅については、最大幅員の車站街が駅を焦点の位置に据えとりつくとともに 駅前広場も整備されており、駅が重視されていたことが伺える。

車站街は馬家溝を越えると通道街と名をかえ、幅員106mの街路となる。 この通道街の断面は後の満州国の計画でも維持されるが、半分以上を植栽帯に 割き、並木を備え、乗馬道なども含む横断面構成となっており、通道街は公園 の性格をも持ったアメニティ性の強い並木路であった。

- ●焦点の重視
- ●地区の中心性の演出
- ●駅及び駅前広場の重視
- ●都市の骨格形成
- ●建築物との一体性
- ●都市の主軸の形成
- ●公園道路の思想
- ●アメニティに対する配慮

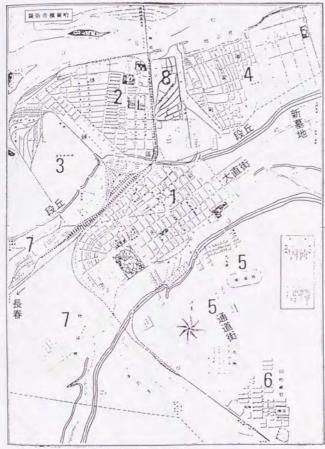
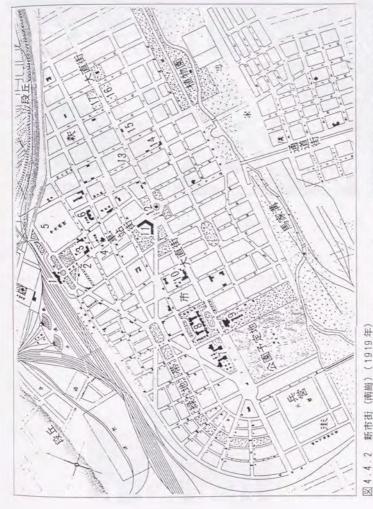


図 4.4.1 哈爾浜市街 (1910年代中期)



施設名称は、1919年出版。 1 作業的果 2 校 四 3 数治ホテル 4 減減再発所 5 減重製行 6 警戒分割(のち行政長官公司)7 別女商業学校 8 減過行罪局 9 該通介テプ 10 節間両令器 11 勧縮場(のち博物館) 12 中央寺院 13 技体商会 14 日本館作器 15 イギリス的事態 16 旧成地 17 カトリック教会

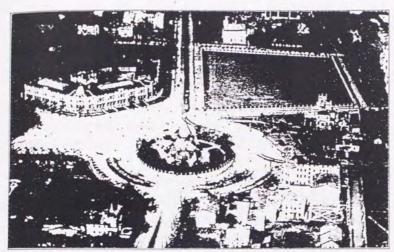


写真4.4.1 中央寺院のあるロータリー (1935年) 上下方向が車站街,左右方向が大直街, 左上の建物は博物館



写真 4.4.2 中央寺院 (サポール)

哈爾浜においてはロシアの計画に引続いて、日本の技術者によって満州国としての計画がなされたわけである。ロシア時代の計画図を図4.4.3 に、その後たてられた計画図を図4.4.4 に示す。ロシア時代の計画域は、その後の計画図中の飛行場という字の左側部分に過ぎず、計画域がかなり拡大していることがわかる。

図中松花江 (SUNGARI) より北方の地区はロータリーを持つ広場を中心に、 斜路と格子状の街路パターンで構成されている。これは、地区の中心に街路を 集めそこに広場を設け地区の中心性を高めることを考えたものと推測できる。 また、その広場にロータリー構造を用いたことは街路上からの見え方を考えれ ば焦点を重視する考えがあったものと考えられよう。

図中南方は整然とした格子状の街路パターンとなっている。敷地を矩形状に 大分割し、基本的な都市の骨格を規定していたものと考えられよう。また、新 駅からシビックセンターにかけての地区は駅からの軸線を強く意識した街路バ ターンとなっており、都市計画上駅及び駅前広場を重視していたことがわかる。 そのシビックセンターの計画図を図4.4.5に示す。斜路はなく、ロータ リーと円弧状の街路を多用した設計と言えよう。この街路パターンを概観して も中央のロータリー構造の広場を中心とした対称的な計画であることはわかる が、大規模な公共建築物についても同様である。シビックセンターから北西に 延びているひときわ広幅員の街路は興満大路であり新駅に突当る広幅員街路で ある。この興満大路の起点に予定されている建築物は市公署であり、中央のロ - タリーを挟んで向合う位置には省公署が置かれている。またこの軸線と直交 する形で、東北側に本部司令部が、西南側に公会堂がやはりロータリーを挟ん で向合っている。すなわち、この中心のロータリーがシビックセンターの中心 であり、市街地計画の中心となっているわけであり、中心性を強く意識した計 画と言えよう。また、シビックセンターの計画を見ると建築物も一体に考慮し たことがうかがえる。



図4.4.3 哈爾浜市街図 (ロシアの都市計画図) 昭和7年 出所,青年教育普及会、昭.7.4発行満洲全図より

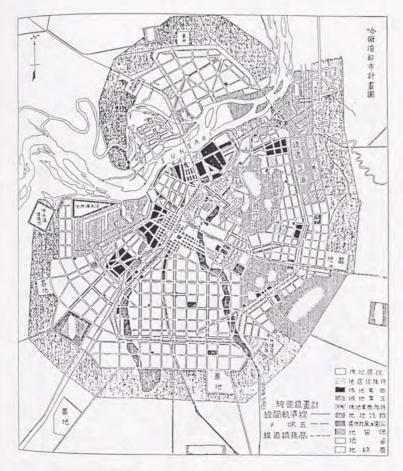


図4.4.4 函給္孫孫都市計画図 山田特要:給路浜の都市計画、「都市公論」19巻4号、WILL P. 15. より

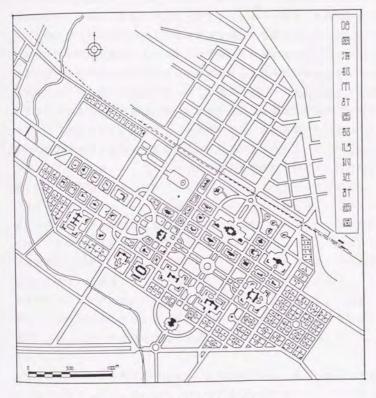


図4.4.5 自哈爾浜都市計画都心計画図 (佐藤温設計)

実際、哈爾浜の都市計画においては建築の規則においても街路との関係に関する規定が定められている。哈爾浜特別市暫定建築規則の関係ある部分のみ抜粋して資料4.1に示す。市内の道路の幅員は第26条で規定されているわけであるが、注目すべきは第27条である。つまり「家屋の新築あるときはすべて第26条の規定に従い退譲せしむ」とあり、市内の道路幅員を確保するためたてかえ時のセットバックを法律上で規定しているわけである。

建築物の高度制限について定めた第30条も注目すべき規定である。家屋の高さの制限を前面の道路幅との関係で規定しているのである。街路幅が大きくなった時はすなわち建物の高さが高くなる時は、住居地区では20m、その他の地域では35mを越えるような場合は別途許可が必要な条件になっているが、通常の場合は最大高さの規定であるが家屋の高さと道路幅の比は15:10であるべしという規定になっている。D/Hが2/3より大きくなるように規定してるわけである。街路景観上囲まれ感や圧迫感に重要な影響を及ぼすD/Hをもって、建物高さの制限をしているわけであり、街路景観の形成に対して、建物の高さの制限を合わせて配慮を払っていることがわかる。ただし、D/Hの値としては、1がルネッサンスの都市の値であり概ね建物高さと街路の幅の間に均整があるといわれていることを考えると、やや小さいものである。

さて、シビックセンターと駅を含む地域について次に述べる。シビックセンターを含む都市中央部の拡大図を図4.4.6に示す。前述したように新駅とシビックセンターを結ぶ広幅員街路が興満大路(幅員100m)である。この興満大路は駅側にロータリーを持ちシビックセンター側に市公署を持つ両端の焦点に配慮された構造になっている。また、新たな駅とシビックセンターを広幅員街路でつないでいることから、都市の主軸をつくろうとしていた意図を読取ることができよう。また、この興満大路の両側は美観地区に指定されており、都市の主軸となるべき広幅員街路の沿道を含めた街路景観に配慮していたことがわかる。

前掲図4.4.4を見でもわかるが、拡大図中下方の120m道路と下部左の公園と記載されている部分から下方に伸びている道路は、中央に苑地を含む 街路構造となっている。また、シビックセンターと旧市街を結んでいる広幅員 街路(通道街)も苑地を含む構造となっている。通道街の横断面図を図4.4. 7に示す。このように緑地を多く含む街路のことを街路園施設道路と呼称した。 資料4.2に哈爾浜都邑計画説明書の道路及び広場の項を示すが、この幹線道 路の幅員を示す表中にこの「街路園施設道路(中国語では設施街路園之道路)」 の記述が見られる。すなわち、街路内に設けられる緑地帯のことを街路園と呼 んだわけである。つまり、緑を重視していることは明らかであるが、いわば公 園道路とでもいった公園と街路を一体にした広幅員街路の思想があったと考え ることができよう。

通道街の断面図でも疾行車道と緩行車道がわけられているが、哈爾浜都邑計画説明書の中でも明記されているように、高速車と緩速車の交通の多いところではそれぞれの通行部分を区別することが決められていた。無論、交通処理上の要因が中心で決められたことと考えられるが、歩行者の直近の車道を自動車が高速で通行することを避けていたとも考えられ、歩行者の安心感、アメニティに対する配慮の一つとも考えられよう。特に、通道街の様に前庭と呼ばれる部分をもつ街路では、前庭、歩道、緩行車道を合わせて、充分なアメニティをもった歩行者空間を確保していたということができよう。

- ●焦点の重視
- ●駅及び駅前広場の重視
- ●地区の中心性の演出
- ●都市の骨格形成
- ●建築物との一体性
- ●D/Hに対する配慮
- ●都市の主軸の形成
- ●美観に対する配慮
- ●公園道路の思想
- ●歩行者空間の重視
- ●緑の重視
- ●アメニティに対する配慮

第一章 第一章

後字第一一号ニョリ旧規則採用(大同二年六月二十三日民政部令)

第一条 本規則へ本市区内一切了建築構造り規定と衛生三適合と交通三便利二月位隊ラ予防シ英観ヲ増進せ

シムルラ以子目的トス。

第二条 本市内三於子家原ヲ新築又ハ改英セントスル若ハ其ノ住宅タルト商舗、工場其他知何ナル預別タル

トラ問ハズ必ズ本署ノ認可ヲ得テ之ヲ行フベン。

第三条 水市内上於子增築、改造又八條稱(供您替、用福修精等9條2)スル公私ノ建築物二ハスペテ本規

川下海用ス。

郷四条 凡ソ建築物へ之ヲ三等ニ分ツ南京、旅館、料理は、工場、俗場、劇場、映画館等へ之ヲ一等トシ哲 式二等出住宅タニ等旧式住宅タ三等トス。

聚二萘 站向中語/平城

資料 - 哈爾浜特別市暫定建築規則(旧浜江市政籌備処管区)〔抄〕

第五条 在記事項ノーニ該当スル場合ハ芥田前本第三之方徳英許可能ノ下附予請求スペン。

一スペテノが発工事又へ全部改造

11 スペテノ修練工事文へ一部改造

第六条 建築許可証ヲ申請スルトキハ先ズ本署ニ建筑廟用紙ヲ請求シ各項ノ記入ヲ為シ署名辞印シタル後國 而(評価表統付)ト共三各二通ヲ本等ニ説出シテ掛員ノ実地調査ニ使スペシ側二等以上ノ工事ニハ更三数

計書三通ヲ疫附スルコトヲ要ス。

統七条 図面及説明書ノ文字(数字ヲ徐々外護文ヲ使用ン(護英文併用モヨ)日在記ノ名項ヲ記録スペン。

1 计型区线区

日 超至/20

乙 建筑場所及方向

丙 建築地面 / 既 + 及広 +

丁 建築敷地/面積

皮 附近大小道路>中

己。雨隣及向側建築物トノ関係位置

皮 図上ノ比例尺(五百分ノーヨリホナルヲ得ズ(米突印位)

11 急級数許区

中 正面図、製面図、森森原面図、木配井面図、竹格図、花鏡図及在数割分/詳細+<森積図

乙 建築部各部分ノ大サ、標度、材料及其用途

丙 建筑物内部入地面下街道面下了高低了意

丁 下水及下水溜,位置大小及其,公共下水下,合流点

汉 梁压了神道(例へ八百里、往街、茶蕉、翻珠、菜蕉、在桌、土珠、灰烧、杂衣等/卷棒)

己 旧独築物子改造スルモノナルトキハ旧教地誌ヲ虚縁ニテ表ハスベシ

民 公衆ノ集会スル建築物ナルトキハ収谷定日数ラ明記スルコトラ要ス

や、以上各図と際尺(注印図コニナヴィーサ用フルノ外スペチ百分ノーヨリホナルコトリ符ズ

第三十八条 住宅区域及雨泵区域以外~区域三於テハ其建築而は八数地)総而は~百分~七十9超ユルコト

第三十七条 西次区域内ノ二階建以上ノ建築面積へ敷地総面積ノ百分ノ八十ヲ超ュルコトヲ得ズ

第三十六条(住宅区域内ノ三階建以上ノ建築面積へ敷地総面積ノ百分ノ六十ヲ超ユルコトヲ得又住宅区域外 二於ケル住宅ノ建築モ赤水条ノ規定二依ルベジ

第三十五条、屋上/附属建築物が展上全面低ノ十分/二ヲ超ユル時へ談建築物/高サハ附属建築物>合ミタ ル高サラ以子之ラボスモノトス

第三十四条 高層ノ家属ヲ建築セントスルトキハ其第一階ノ高サハ三米突半以上ナルベン其他ノ階ノ高サハ 三・三米突り超ユルコトラ得ズ

第三十二条 家屋ノ富サ二十米突以上ナルトキハ鋼鉄又ハ鉄筋ヲ用ヒ「セメント」又ハ凝固利土ニテ之ヲ策 第三十三条 家屋ノ高サ十一米突り超ユル時ハ木住り用ヒテ之ヲ建ツルコトヲ得ズ

第三十一条 家房ノ高サニ十米以下ナルトキハ煉瓦ヲ用ヒテ之ヲ築クコトヲ得但内部ノ健策材料欠陥ヲ細フ 二足ラザルトキハ十五米突り超ユルコトラ得ザルモノトス

トラ得え。此以定ヲ治ユルモノハ其ヲ上所比例ニ従ヒ逐次退縮セシムベシ但任宅区域ニ在リテ二十米突其 ノ他ノ区域ニ在リテ三十五米突ヲ超ュルトキハ本等ニ於テ其近隣ノ信况ヲ調査ノ上可能ニ堪フト認ムルト キニ限リ之が健築ラ許可スルモノトス

第三十条 家屋ノ高サの其道路ノ中ト十対十五ノ比例タルベシ即家房ノ高サの其道路中ノ一倍半7個エルコ

第二十九条 修門工事が僅カニ際替ヘニ過ギザルトキハ退譲セザルコトラ得 第七章 组织上了侧限

丙 家属ノ前壁及玄関側ノ形式ヲ改造スルモノ 丁 本岩三於子取毀シノ必要アリト認ムルモノ

1 42 8

11 = 15

と、家民人内部ヲ改四シ団カニ外族ノミ従来ノママ使用セントスルモノ

印 家屋ノ前盟倒壊セルタメ之方改造ラナスモノ

第二十八条 右記各項ノ事情アルトキハ第二十六条ノ規定ニ従と退譲スルコトラ要ス

ナラシムル目的ニテ家屋と新築アルトキバスペテ第二十六条と規定ニ従に退譲セシム

五序道路十米灾以下 第二十七条 水岩ハ水市徒米ノ道路方術メテ狭隘且不斉ニシテ交通上不便少ナカラザルヲ以テ術次之ヲ広視

1 纷组器11十11米秋 二等道路二十米米

第二十六条 本市内三於ケル道路ノ広サハ水等三於テ左ノ畑ク規定ス

三等近路十八米突 四等组织十二、三、四米实

第六章 道路/広祝

炎 其他都在三必要ナル各種図面及説明

王 设計技師/姓名任所為疑魔礼/希母及若工、竣工/明日

スペキモノトス 第五十五条(台所、使所、中庭及道路等ノ地面ハスペテ「セメント」又ハ其他ノ群水材料ニテ之ヲ雑装スペ

第五十四条 確议セザル地面三郎セル床板ノ下面へ少り共地面39〇・二〇米離レジムベジ地面三環気アル トキハ床下ラ「コンクリート」又ハ土都市等ノ耐水材料ニテ一段グケ領装シ且四周ノ県ニハ道風口ヲ設置

第五十三条 師故ノ地面(以せ〇・〇七孔火突ノ石灰「コンクリート」ヲ領キ其上ョリ営道ノ「コンクリー ト」又、様兄行へ作匠ヲ加ヘテ之ヲ智衰スベシ。

がかなかべんか。

第五十二条 同内三於ケル実際舗装/地面ハ少クトモ歩道面ヨリ〇・一五米突高り、舗装セザル部分へ〇・ 四○米突以上之ヲ高クスペキモノトス但朱夕修築セザル道路ニ而スル地方へ夫々道路而ヨリ〇・三〇米突

第五十一条 階段ノ石及原等ハスペテ路線以外ニ突出スルコトヲ得ザルモノトス

ヲ要ス。「ガラス」翼ノモノ並採属ノ流水管歩道ノ縁辺ヨリ突出セズ自最低部が歩道ヨリ三米突半離レ局ル 時ニノミ之ヲ牧ばスルコトヲ得

第四十九条 供证物上三突出セル英裔装飾ハ其最低部方地面ヨリ二米突半以上ノ高サラ保持スルコトラ要ス 第五十条 道路三面スル家屋三八木造用植り架設り許サス試力製ノモノト鍵モ六種ノ針金ニテ緊縛スルコト

第四十八条 道路三面スル家屋ノ篠へ壁ヨリ半米突出スルコトラ得て

部)以上ノ高サナルコトラ要ス。突出部分ハ一米突り超ユルコトラ許サズ

第四十六条 治路三面スル第一階ノ各強ノ門は八外方三向ヒテ関カザルコトラ製ス 第四十七条 小塔、张比敦、韩宗台等,建筑スルニハ十米突以上ノ道路ニ在リテハ地上ヨリ三米突半(最低

四 治路三突出スル建築物

五 場面錯数/劍限

1 第四十五条 歩道内上へ歩道上跨り子御道物?架袋スルコトヲ許サズ世郎ロノ後門へ比限リニ非ズ後門ノ炎 行へ其ノ左右ニ狡戮スル家国ノ一間ノ深ケヲ超ユルコトヲ得ス。核門へ堅固ナル材料ニテ之ヲ追盗スベシ。

奥行九米突二歳タザルトキハ 臨時変更ノ処盗ヲ採ルコトヲ得 雑四十四条 歩道ノ中四米半以下ニシテ密数三十以上ナルトキハ出入口二面以上予数ケ道路ト印道ゼジュア

際田十三条 如何ナル家民ト継も裏門を袋買スペク。但道路上待へり家庭なり里内ノ家房上ツを高サ二路追

三、黄面ノ大門ニ道ズル歩道へ三米以上

11 片方/大門若へ前後/大門が相対ナルトキへ四米以上

一前後大門ノ歩道へ四米突以上

第四十二条 二階以下ノ家民ハ其歩道ノ巾ヲ左ノ如ク規定ス

一、家民前面と歩道へ七米突以上 11 家园政府人步道《五米奖以上

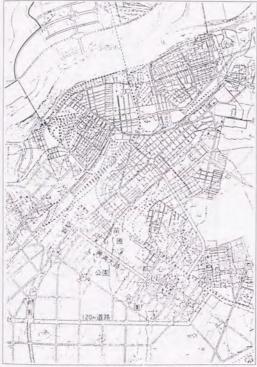
第四十一条 三階以上ノ家民へ其歩道ノ巾ヲ左ノ如ク規定ス

三 少治(小路、長尾)

第四十条 道路三面スル公衆集合ノ建築物ノ前面ニハ相当ノ空地ヲ残シ漿物停車ノ用ニ供スペシ

第三十九条 道路三街へル数地へ其ノ道路ヨリ九米突以内ノ内部ノミは道路が歩道ニ非ザル場合ニ限リ会部 建築面積ト為スコトラ得九米突ヲ超エルトキハ第三十六条乃至三十八条ノ規定二姓と処理スペシ

哈爾浜都邑計画図の中央部分 (1936年現在)



(注) 面図は常備前特別市場市は表局作契約尺3万分の1の多色原図論である(第名所載)。 ハッナで集られた地区はビットアップ地区である。現代面積と計画道路が重ねて図示されているが、図2-1、図2-2、図6-2等と比較対照すれば、計画道路は利益できよう。

[X] 4. 4. 6

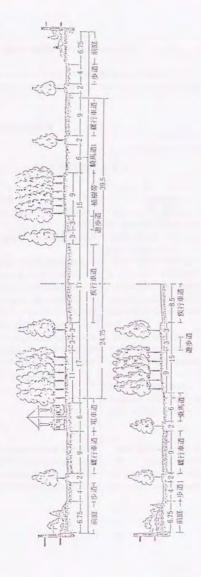


图4. 4. 7 哈爾洪通道街路面図

上図:自四号線分岐点 至旧哈爾託下図:自馬家諸河 至四号線分岐点

11. X A

鉄路南行京浜線維新京与南流鉄路連絡復行は浜線

経法囚权果与在训练之日本衙而清洁用連絡門過言 林而建新位比由徒化線経済上線在方方的附端方線 於ケル日本海南ノ路港下連絡シ、西へ吉林ヲ経テ 用进位经北京縣直達黑河又內田養洲縣縣國門市一部第二進天。又北三孫北線三百丁香北線又經子第

改造へ南二京孫以二ヨリ新引ヲ経テ南流州鉄道 ト連絡シ、拉浜線ニヨリ京図線ラ経テ東へ開鮮ニ

11' 以 周

地方即由街地之中頭区(道泉)八路母家河(道外)」 リ北三流元。 現作主要市街地ラ成セルハ市域ノ中央ヨリ村東 例図(新市街)馬家湾崎郷市沙旻上北市(保院街) 労ノ地ニシテハ、市街地タル坪頭区(近埋)、八 区、傅家甸(道外)及新安郎(編稿子)(松花江 右岸低地与古人南國(新市街)、 馬家鄉、趙輝屯 沙曼屯、王兆屯、(與院街)、旧哈爾茲(香坊)及 田家焼鍋等へ同右岸高線ノ地ラ占ム。面シテ松浦 及ザトンへ左岸ノ低地ニアリ。

市城へ松花江ノ南岸二路り右岸へ襲ナル後状高 江之元為地帯松花江流於市域中央之北部自西面東(原ニシテ左岸へ江ノ氾奮地帯トス。松花江へ市城 阿什河田市之東側北流注入松花江山於松花江右岸 ノ中央北部ヲ西ヨリ東ニ貫流シ、阿什河へ市ノ東 **後状高地行馬米清及正陽河三細流自南而北現在成 側ラ北流シテ松花江ニ往ク。而シテ松花江ノ右岸** 波状高地ニハ耳家常阿及正陽河ノニ小流アリ南ヨ

哈爾託特別市へ略處州国ノ中央ニ位シ松花江ラ 挟ミ国都が京ノ北方約11四〇杆ノ地点ニアリ、大 参读七百九十四公里掛哥校花江街國州國之中心地 迎送約九四〇坪、國州里送約九三五坪、前周即後 送約七九四杆ナリトス。

哈斯斯郡巴計画號明告

第一型以

一、位置及地形

送徳三年三月 哈羅張特別市公裝都市建設局

海科 哈爾沃都巴計画說明會

- 、 風紀上行害なるものに対しては直に之が移転を命じ本地区に収容す

n、風程上市中に存在せしむることは成る可く遅くるを可とする質果に対しては衝進的に之が移転を命じ

本地区に収容すること

第一现 块

一、位置及地勢

在哈朗近特別市位於国都新京之北約二百四十公里

地距火进約九百四十公里當州里九百三十五公里衙

市之区域協將校花江南岸為鎮流之波状高原左岸及

為主要市街地点省峽為市域之中央部起以迄得東之

及新安均(偏衡子)等地方位的总化正右印之供地

旧哈朗茲(香坊)及田家姚翰寺処位於該江右岸之 高地而於消收給以及在序之底地是由

て、 其の他の娯楽機関 呉 市は同項党業期目中現在水地区以外に存在する娯楽党業に対しては左記方針に依り修理するものとす 祖 胡

6、阿片吸煙锅

物

哈爾長特別市内車道並沙道ノ築造ニ関スル規則

第一条 道路ノ新築費ハ道路両側ニアル地主木規定ニョリ負担スルモノトシ負担方法ハ各自地先前ノ道路新 褒賞ノ半額、角ニアルモノハ四分ノーラ負担トシ基礎ノ高、 穏、面積及所要材料ハ本局ノ規定並本局工程 料ノ技師~皆様ニョリ之ヲ弁理ス

右解築道路所要材料へ本局(規定セル左記ノーヲ使用スペシ

一頭乱石

二郎石子(挑號(沙區)

第二条 道路両側ニアル歩道ノ新築竝修繕へ地段主又ハ本局ノ許可ヲ受クル租借人之ヲ負担スルモノトシ修 築〉形式八本局〉规定二族ル

第三条 歩道ノ高、幅等へ本局規定ニ遵ヒ本局工程科技師ノ指揮ニ従フベシ

第四条 凡子市民ノ負担ニテ新策スル車道又ハ歩道ハ本局ノ規定セル期日ニ君手シ竣工スルモノトス

右二連許スルトキハ処罰スルコトアルベシ

本局へ右工事ラ代行スルコトラ得

但一切ノエ非費ハ之ラ市民ノ自担トシ之ラ部納セル場合ハ薯猴庁ニ道知スルコトラ得

第五条 歩道内側ニアル空地へ各地先持主ノ花開設置又、植樹ノ用ニ供スルモノトス

右地帯ニ柵ヲ設クル場合へ間除アルモノニ限リ高〇・八五米以内トス納済亭或ハ北他ノ独物ヲ設置スルト キハ耶前許可ヲ仍占用料納人ノ後工事ニ君手スルモノトス(占用料ハ別ニ之ヲ定ム)

第六条 歩近ノ領装部分ト車道トノ間ニアル除地へ街路樹ノ栽植地帯トス

第七条 市民ノ地先前ニアル旧車道(即舗装シアル車道)ノ改発又、補修等ノ工事施行、米周ノ道路税収入

ニョリ之う施行スルモノトス水市ノ地先前ニアル歩道ノ新築又ハ改築ノ箱修等ノ工事ハネ市ノ負担ニョリ 之ヲ陰行ス

第八条 束支扶道(北流鉄道)/占用地帯ニアル歩車道/新築及改築ハ凡テ当談鉄道会社/負担ニョリ木市 ノ規定二依リ之ヲ施行スルモノトス但貨物運搬ノ専用車道ノ新築及改築(前面事会(前市政局)ト北鉄理 事会ノ協定規則ニ族リ之ヲ行フモノトス

第九条 本規定ニ不備ノ点アラバ水市之ラ改正スルコトラ得

第十条 本規定へ公布ノ日ョリ之ラ館行ス

苯 罩

自有地先内ニ建築セントセルトキハ本局ノ許可ヲ得本市建築規則ニ佐ルモノトス

(物点は引用物)

⑤の建築規則の条文と資料らしるの条文を比較すると、ほとんど同一であるが、若干異なって いる箇所があり、これは、一九三三年以降、建築規則が多少改定されていたことを示すと思われ

◎の建築規則は母家何の既成市街地に適用されているが、建物の立替えの機会を利用して道路 を拡幅し、密集市街地を次第に改造していくための規定があることが注意を引く(資料す参照)。例 城川教政公珠

六、 道路及広場

以近呼聞、寶県、阿城、双城、錦州、及扶余、方 現在之市街除不得已地方外均設法任其保存現状

蔡行中公交過聚業路線里区分面每中泊 凡跌路站前等処理技広場区分之為步道正道停車場 您收据成式交通広場此外則归除街角

幹線道路之寬便及延長如江

定度 (米)	原以(米)	旗	*
1110	1111'0:10	故語形器型	2.心控論
10%	41040	現在市街回数部市路回	个 石 沿 路 之 石 路
100	11,<10	臣当	
КО	4.nK0		
यथ	11'140		
40	10'110		
2.4	K'1<0		
31	1'1100	现在市街原行道路	
0.5	1144,444		
44	aK.1 as		

「於南方郊外之京浜線地方対於江岸之偏頭及工業区 | 方郊外ニ於子京浜線ニ投置セラル。江岸ノ埠頭及 工業地域二八引込線ヲ般設ス。

大、 道路及尺段

呼阍、贲、阿城、双城、肇州及扶余方面二至ル 而之幹線(均係国道路線)為基礎建設放射線配置(幹線(何レキ国道路線)ヲ基他トシテ放射線ヲ設 限状主要路線更換連絡市内主要地点之交通路構成(定り、之三環状主要路線互配置り更三市内主要地 主要街路網打由此項主要街路網配置区画街路至於一点ヲ連絡スル交通路ヲ設ケテ主要街路網ヲ構成シ 之ヲ基準ニシテ区画街路ヲ配置ス。現在市街ニ於 凡这十五米以上之街路分成步道与正道北疾行重及 テハ止ムヲ得サル箇所ノ外ハ成ル可ク現状ノ値存 冠K°

幅員一五米以上ノ街路へ歩車道ノ区分ラナシ疾 及桶翻地带北街路之交叉点几乎想交通錯難地方明。行事及幾行車ノ交通多半路線へ両種車造豆区別ス。 鉄道駅前等二へ広場ヲ設ケ、歩道、車道、駐車 **場及植樹帯等/区分ラナシ、街路/交叉点ニアリ** 子交通と錯雑ヲ予想セラルル箇所ニハ密環式交通

広場ヲ政ケ他、街角ヲ明除ス。

幹様道路~福祉及延長左~何ン。

望二 (米)	延収(米)	霍 光
1110	1111'0110	沪郊区部 政治部
10%	4,040	现市街在朱边路同
100	はくわり	臣当
КО	#.nKO	
44	11/140	
×0	10,410	
24	K*1<0	
E 11	11100	現市街在米道路
10	11414,444	
ni4	aK.1 as	

四二字方公里

- (四) 房家周及梁衛市場 家居場及家衛市場仍得 而因果北端之現存有保存不動其而情對計O·
- (三) 中央市場建設地 在正規河地域内設定建設 地約計面積〇・三平方公里
- 还物場門村門前記念國建築用地設施之 至於森地川将現在南國東北端之森地及三條 掛之体地約計画協の・六二平方公里保存原 扶不加爱师外史於計画市街之外路另設茲地 大処約計面は一二・〇平方公里
- (11) 公园通粤岛及农地 在市街計画区域内各地 **設度大小公園面積約計二一・ 不五平方公里** 在市街計画区域外建築広大之郊外公園五地 氏面留物計一四六・三平方公里
- 計一・二平方公里及王兆屯附近一部之土地 約五・三一平方公里因為公共建築地帯主在 充作百公界建築用地北他各地域内透出地方 配成之
- (一) 公共建築地 以新築中央重結束側之土地約

九、公共用地

凡於強圧地域及工策地域為誘道似花江水路區見出 连述河除特殊地点外其余特定一五○米突乃至二○ O米突面植物在三・O二平方公里

人" 水路及进河

现在周家游戏行場而執約三·○平方公里将来纸银 循五·四平方公里

九点许品

110	125,404	
114	1 KR, 4414	
<0 ≒	p0 <td></td>	

- (四) 医锡及米布市岛—罗锡及米布市岛(南國東 比強人現在ノモノラ存置シ共面は約〇・四 ニュナンドナラッ
- (III) 中央市場依地-正陽河地内三類〇·三軍方 作ノ教理ヲ以ク。
- 運動場へ南記会関鉄地ラ村用シテ施設ス。 森地へ内図東北端ノ現森地及三世樹ノ森 地へ現状ノ仙トシ、共面は約〇・六二粁二 シテ外ニは両市街ノ外部二大関所ヲ扱ケ其 面は約111・〇字方件ナリ。
- (二) 公園、運動周及森地一市街井面区域内三段 テ大小公園>各所二数ケ、共面積約二一・ 大五平方打ニシテ市街計画区域外二段テハ 広大ナル郊外公園五箇所ヲ数ケ其面留約一 四大・三半方件ナリ。
- 二平方拝及主兆屯附近一帯ノ土地約五・三 一年方拝ヲ公共建築地帯・シ主トシチ官公 好飲地二充子、比他各地城邊当十八四所二 他冠式べ。

(一)公共建築地上新設中央駅/東側/土地約一・

九、公共川地

運河へ臨江地域及工業地域三於子松花江ノ水路 三道スル為数クルモノニシテ、特殊ノ箇所ヲ除ク ノ外帽は一五〇米力歪二〇〇米トン、面積約三・ 011#+=°

人、 水路及亚河

馬家孺ノ現飛行場面積約三・O平方拝へ五・四 不力杯二拡張ス。

与我们出

1 115,410 4	110
1 < 4,4114	114
カロギベ110	4-